

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項の規定により準用される同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和 8 年 3 月 12 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 サッポロファクトリー

所在地 札幌市中央区北 1 条東 4 丁目 1 番地 1、北 2 条東 3 丁目 1 番地 1、北 2 条東 4 丁目、北 2 条東 5 丁目 1 番地 2

(2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名、住所及び代表者の氏名

名称 サッポロ不動産開発株式会社

住所 東京都渋谷区恵比寿 4 丁目 20 番 3 号

代表者 代表取締役 宮澤 高就

(3) 変更しようとする事項

ア 駐車場の位置及び収容台数 届出書のとおり

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 届出書のとおり

ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 届出書のとおり

(4) 変更する年月日 ア 令和 8 年 10 月 26 日 イ 令和 8 年 2 月 26 日

(5) 変更する理由 届出書のとおり

2 届出年月日 令和 8 年 2 月 25 日

3 届出及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 札幌市役所本庁舎 2 階 市政刊行物コーナー

縦覧期間 令和 8 年 3 月 12 日～令和 8 年 7 月 13 日

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）

（午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分（午後 0 時 15 分～午後 1 時までを除く）

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から四月以内（令和 8 年 7 月 13 日まで）に限り、札幌市に対して、意見書の提出によりこれを述べることができます。